



世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

上海における企業の事業・生産再開に関わる 申請条件等について

2022年5月17日
上海市世民律師事務所

1. 初めに

上海では3月中旬より、新型コロナ対策として大規模ロックダウンが開始し、まもなく2ヶ月が過ぎようとしています。5月に入ってから新規の陽性感染者及び無症状感染者の増加人数は減少傾向にありますが、依然として続くロックダウンは、上海に拠点を置く企業の事業活動ひいては中国全体の産業にも影響を与えています。

上海は自動車完成メーカーが集積する中国有数の自動車産業拠点であり、世界で上位10社の自動車部品メーカーのうち9社が上海周辺の昆山等に拠点を構え、1,000社を超す自動車サプライヤーメーカーが集積しています。上海及びその周辺地域には中国自動車産業にとって不可欠なサプライチェーンが形成されていますが、新型コロナの拡大を受けてこれらの企業活動は停止を余儀なくされました。その影響は中国の自動車産業に波及しており、今年4月の国内乗用車販売台数は104.2万台となり、前年の同じ月と比べて35.5%、前月と比べて34.0%減少しました【1】。

2. 上海における事業・生産再開の状況

4月中旬に、リスクのコントロール保証が可能とであることを前提に、漸次的に企業の事業・生産再開を推し進め、逼迫するサプライチェーン安定の解決に向けて、計666社からなる重点企業の第一陣のホワイトリストが公開されました。

5月13日に開催された上海市の記者会見によると、上海市全体では9,000社強ある一定規模以上の工業企業【2】のうち、半数近くの4,400社が事業を再開しています。また、戦略的機能、都市の運営保障、貿易物資等の分野で、計三陣のホ

¹ <http://vn.people.com.cn/n2/2022/0512/c372455-35264737.html>

² 上海市閔行区人民政府による統計上の規定は、年間主要営業収入が2,000万元以上の工業企業を一定規模以上の企業。http://xxgk.shm.gov.cn/mhxxgkweb/html/mh_xxgk/qzfwj_zdgg/2021-11-12/Detail_123925.htm

ホワイトリストに掲載された企業 3,000 社強が事業・生産を再開しており、そのうち第一陣のホワイトリストに掲載された企業 666 社の再開率は 95%、外資企業は 847 社、その再開率は 80%に達しました【³】。

3. 上海における企業の事業・生産再開のための諸条件等

5 月 13 日時点の公開情報等を総合すると、企業が事業・生産再開をするには諸条件を満たした上で申請に通る必要があると共に、従業員が現場に復帰するための「電子版勤務復帰証」（以下「電子通行証」）の取得が必要となります。なお、以降の内容はあくまでも参考情報であり、具体的な手続の詳細は所在地区の担当政府部門にお問い合わせください。

(1) 上海企業事業・生産再開に必要な申請条件

申請する企業が満たすべき条件は次のように整理されます。

条件①	上海市政府の公布する「重点企業の運営保証展開に関する業務案（試行）」に該当する重点企業（市レベルの部門が「ホワイトリスト」の形式で公布する重点企業または「緊急の事業・生産再開の必要がある」重点企業）に該当すること。
条件②	「上海市工業企業事業・生産再開の防疫コントロールガイドライン」の関連要求を満たすこと。（最新版は第二版。工業以外の企業はこれを参照して実施）
条件③	勤務場所に復帰した人員は封鎖管理を実施する。企業は、従業員の生産経営及び生活の需要を保障し、毎日の健康モニタリングを実施すること。

具体的な申請フローについては、参考の申請フローチャートをご参照ください。

(2) 電子通行証の取得に係る申請条件

生産勤務復帰企業ホワイトリストに掲載された企業であり、かつ、住所の建物で 7 日以内に陽性が出ていない場合、企業側で従業員向けに電子通行証を発行できます。

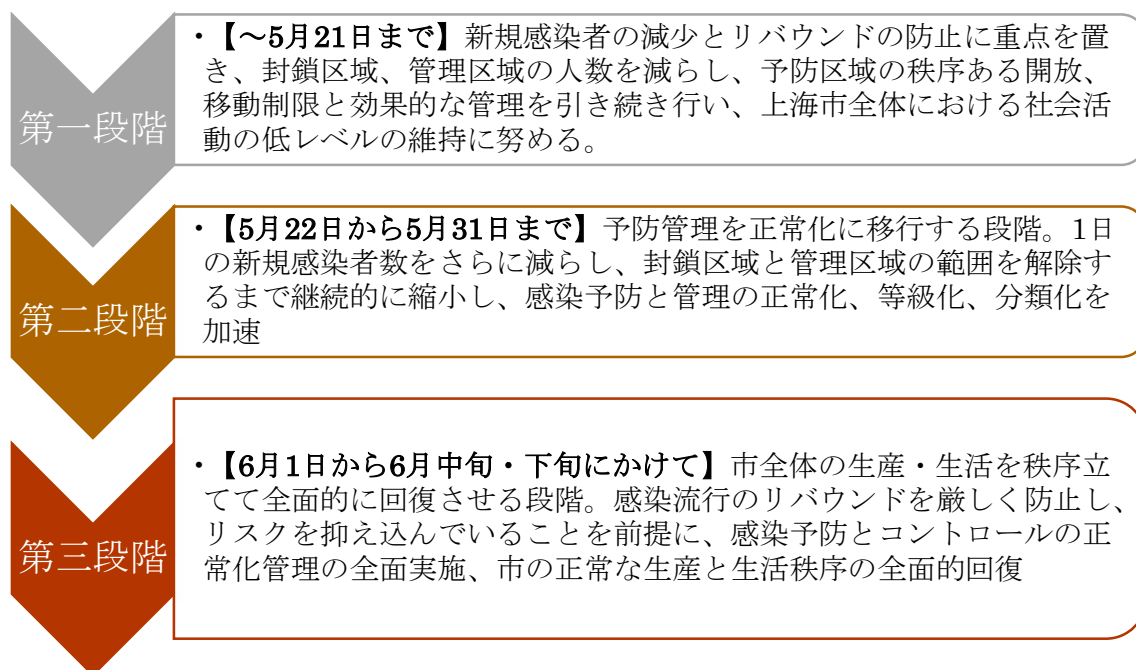
申請先は、企業から各区にある生産勤務復帰指導部門またはその関連部門ですが、具体的には、各区の政府部門に問い合わせる必要があります。5 月 5 日の上海市の記者会見によると、閔行区、嘉定区、浦東新区の 3 区はオンラインの申請チャンネルを整備したと発表されています。

電子通行証の申請および使用方法の詳細は参考のフローチャートをご参照ください。

³ <https://mp.weixin.qq.com/s/dYtQbaIw893KCGV3JkgPkg>

4. 上海における企業活動の正常化見通し

5月16日に開かれた上海市の記者会見によると、6月1日から中旬や下旬にかけて感染リスクを抑え込んでいることを前提とし、市民生活や企業の生産活動を全面回復させていく方針が明らかにされました。方針の概要は下図のとおりです。



5. 最後に

上海市から市民生活や企業活動の全面回復に至る時間的な道筋が政府から示されたことにより、3に述べた企業事業・生産再開に必要な申請条件等にも変更が生じる可能性があります。上海で再開を目指す企業においては、政府から発表される今後の公式情報に留意し、6月を見据えて再開準備を進めていくことが肝要です。

以上

参考

上海企業事業・生産再開のための申請フローチャート
“勤務復帰証”申請使用フローチャート

注：上記情報は公開されている各種公式情報に基づき収集整理した情報であり、一般的な参考情報として供することを目的としてのみ作成されものです。上記情報に含まれる内容は政策および法律改正等の要因により、通知なしに変更される可能性があります。その正確性および確実性を保証するものではなく、弊所は上記情報の全部又は一部に起因するいかなる直接又は間接的な損失および損害に対して、いかなる責任も負いません。

上記情報に関するご不明点は、下記担当者までお問合せください。

日本窓口：

黒田（東京）

中国大陸窓口：

中野（大連）

坂口（上海）

info@shiminlaw.com